

## 宇都宮市社会福祉協議会河内事業所 指定地域密着型通所介護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会が開設する指定地域密着型通所介護事業所宇都宮市社会福祉協議会河内支事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)名称 宇都宮市社会福祉協議会 河内事業所

(2)所在地 栃木県宇都宮市白沢町385番地（宇都宮市河内総合福祉センター）

### (職員の職種、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2)生活相談員 1名以上

生活相談員は、相談援助等の生活指導を行う。

(3)看護職員及び介護職員 看護職員 1名以上

介護職員 2名以上

看護職員及び介護職員は、必要な日常生活上の世話を行う。

(4)機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

(5)事務職員 1名

必要な事務を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、別表のとおりとする。

### (地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 利用定員は、16名とする。

### (地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとし、指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護

が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載のあるとおりとする。

- (1)生活指導
- (2)機能訓練
- (3)入浴サービス
- (4)食事サービス
- (5)送迎
- (6)その他

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、通常の事業実施地域を越えた距離、片道10km未満300円、10kmを越えた場合その超えた距離5kmごとに100円を加算する。

3 食費は、1日あたり640円とする。

4 その他、指定地域密着型通所介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

5 第2項から第4項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は宇都宮市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者が指定地域密着型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1)機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと
- (2)感染症の疑いがある少しでもある場合は必ず事前に事業所へ連絡していただくこと

（衛生管理等）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

（緊急時等における対応方法）

第11条 従業者は、指定地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情処理）

第12条 管理者は、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難、救出訓練及びその他必要な訓練を実施する。

(地域との連携等)

第16条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域の交流を図るものとする。

2 当事業所の行う指定地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) そのた虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修

(3) 虐待防止に関する研修

(4) 感染症に関する研修

(5) 業務継続計画に関する研修

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者とその雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

#### 別表

業 務	営 業 日	営 業 時 間
地域密着型通所介護業務	月・火・水・木・金・土曜日 但し、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から1月3日までを除く。	9時00分～17時00分
相談援助業務	月・火・水・木・金・土曜日 但し、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から1月3日までを除く。	8時30分～17時15分